

北九州市中小ものづくり企業のDX推進成長支援モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会全体にDX（デジタルトランスフォーメーション）（以下「DX」という）の必要性が高まる中、開発部門、生産部門、営業部門、バックオフィス部門など多岐にわたる部門間の連携が不可欠であるものづくり企業においては、DX化に向けた取組みは急務である。

このため、本事業において、市内中小ものづくり企業が実施するDX化に向けた様々な取組みを支援することにより、DXの円滑な推進につなげ、競争力の維持向上を図ることを目的とし、北九州市中小ものづくり企業のDX推進成長支援モデル事業補助金（以下「補助金」という）の交付を行う。その交付に関しては、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、北九州市内に事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有する者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法第2条の1号から4号に掲げる中小企業者であること。
- (2) ものづくり（製造業、機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業など）に属する事業を行うものであること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- (6) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- (7) 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。
- (8) 別に定める公募要領に従い、補助金の採択決定を受けていること。

(補助金の対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、交付対象者の競争力の維持向上を図るため、当該交付対象者が実施するDX化に向けた取組みとする。

(交付の対象経費、補助率等)

第4条 補助対象経費の区分、内容、補助率及び補助額は別表のとおりとする。

- 2 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する市の会計年度の末日までとする。
- 3 補助事業者は、交付決定以前に発生した経費について、必要性、緊急性その他やむを得ない理由がある場合は、その理由を示し、市長に事前着手申請書（様式第6号）を提出し、

承認を求めることができる。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、事前着手についてやむを得ない理由があると認めるときは、その旨を事前着手承認書（様式第7号）によって、前項の申請書を提出したものに通知するものとする。
- 5 前項の承認を受けた場合の補助対象経費は第2項の規定にかかわらず、当該承認書に示した日から交付決定の通知の日までの間に発生した経費を含むものとする。

（交付の申請）

- 第5条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。
ただし、申請時において当該消費税及び仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

- 第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書等の審査等により交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第5号）を送付するものとする。

（状況報告）

- 第7条 市長は、補助事業者に対し、申請書等の記載に係る事項その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

- 第8条 市長は、補助事業の変更又は中止の申請（様式第8号）があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる（様式第9号）。
 - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）補助事業者が、この要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。
 - （4）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

- 第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

- 第10条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対

応経費を含む。)により取得し、又は効用の増した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第11号)を備え管理するとともに、実績報告書(様式第10号)に取得財産等管理明細表(様式第12号)を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 取得財産等のうち、規則第22条第5号及び第6号に規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない(様式第14号)。

(成果の発表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

- 2 補助事業者は、市長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象者が行うDX化に向けた各種取組みに要する経費で、次に掲げるもののうち市長が必要かつ適当と認める経費（いずれも消費税相当分を除く）。

経費区分	内 容	補助率	補助額
人材育成・教育経費	講座受講費、専門家招聘経費、先進事例視察経費 (例) 受講料、講師謝礼、旅費など	2 / 3 以内	一件あたり二百万円を上限とする
製品・サービス開発経費	製品・サービス開発経費（リモートメンテナンスの開発など） (例) 委託費、原材料費、開発人件費など		
システム導入経費	システム導入に係る検討経費、試行経費、導入経費（生産管理システムなど） (例) 委託費、ソフトウェア使用料、ソフトウェア購入費など		
環境整備経費	テレワーク・非対面ビジネス（営業）・工場のデジタル化などの実現に向けたデジタル環境整備に係る検討経費、試行経費、整備経費 (例) 委託費、HP制作費、プロモーション経費、機器購入費、ソフトウェア購入費など		
上記に伴う付帯経費	上記に伴う付帯経費 (例) 工場デジタル化に向けた紙資料デジタル化、ペーパーレス化経費など		
その他	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費		